

細 別		.地域への貢献等																				
a		b		c																		
地域への貢献が非常に優れている。2点		地域への貢献がやや優れている。1点		他の事項に該当しない。0点																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">該当</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川・湖沼等の環境保全を具体的に実施した。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立公園及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動植物への保護等を具体的に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期的に、広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等に積極的に参加し、地域に貢献した。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資材・骨材・用品等の購入で地域経済に貢献した。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 理由:()</td> </tr> </table>					該当			河川・湖沼等の環境保全を具体的に実施した。		国立公園及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動植物への保護等を具体的に取り組んだ。		現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。		定期的に、広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。		地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等に積極的に参加し、地域に貢献した。		災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に取り組んだ。		資材・骨材・用品等の購入で地域経済に貢献した。		その他 理由:()
該当																						
	河川・湖沼等の環境保全を具体的に実施した。																					
	国立公園及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動植物への保護等を具体的に取り組んだ。																					
	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。																					
	定期的に、広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。																					
	地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等に積極的に参加し、地域に貢献した。																					
	災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に取り組んだ。																					
	資材・骨材・用品等の購入で地域経済に貢献した。																					
	その他 理由:()																					
評価	c	上記該当項目において特筆すべき事項があった場合に具体的評価内容を記入して、a、b評価を行い、それ以外はc評価とする。該当項目が5以上はa、3以上はb、それ以外はcとする。																				
点数	0																					

工事成績採点の審査項目別運用表

(・ 主管係長等用)

[記入方法] 該当する項目の を黒く塗りつぶす

審査項目	措 置 内 容		点 数	項目該当なし
7 法令遵守等	1 指名停止3ヶ月以上		- 20点	
	2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		- 15点	
	3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		- 13点	
	4 指名停止2週間以上1ヶ月未満		- 10点	
	5 文書注意		- 8点	
	6 口頭注意		- 5点	
	7 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない)		- 3点	

本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約をし、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡または承継を行った。
- 3 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 6 建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請け、技術者の専任違反等)
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 8 使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した
- 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 15 施工体制台帳、施工体系図が不備で、工事監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- 16 その他(理由:)